



鳥取県公報

平成12年11月21日(火)
第7234号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------------|---|
| 規 則 | 鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則 (畜産課) | 1 |
| 告 示 | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) | 2 |
| | 土地改良区の役員の就退任 (耕地課) | 3 |
| | 土地改良事業の同意 (4件) (") | 4 |
| | 土地収用法による事業の認定 (管理課) | 5 |

＝ 公布された規則のあらまし ＝

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則

1 趣旨 (第1条関係)

この規則は、鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関し必要な事項を定めることとした。

2 手数料の減免 (第2条関係)

手数料の減免は、国又は地方公共団体に対して行うとともに、その申請書の様式を定めることとした。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月17日から適用することとした。

規 則

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則をここに公布する。

平成12年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第98号

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例 (昭和47年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。) 第4条の規定に基づき、鳥取県家畜保健衛生所の手数料 (以下「手数料」という。) の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免)

第2条 条例第4条の手数料の減免は、国又は地方公共団体に対して行うものとする。

2 前項の規定による手数料の減免を受けようとする者は、家畜保健衛生所手数料減免申請書 (別記様式) を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月17日から適用する。

別記様式

年 月 日

職 氏 名 様

氏 名 印

手 数 料 減 免 申 請 書

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり手数料の減免を申請します。

記

| | | |
|-------------|-------|--|
| 減免の対称となる手数料 | | |
| 検 査 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 検 査 頭 数 等 | 畜 種 | |
| | 頭 数 | |

告 示

鳥取県告示第640号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年12月27日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成12年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成12年10月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人やまつみスポーツクラブ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

廣江 正

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市昭和町69 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツの啓発普及、競技者指導者及びボランティアなどの育成、スポーツ施設の管理運営などの事業を行い、以てスポーツの振興及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 山 口 一 良 | 倉吉市巖城1196 |
| " | 山 本 幸 人 | 倉吉市小田192 |
| " | 本 川 一 孝 | 倉吉市下古川 5 - 1 |
| " | 石 村 静 臣 | 倉吉市新田242 |
| " | 福 田 勝 頼 | 倉吉市穴窪251 |
| " | 池 田 捷 昭 | 東伯郡北条町江北810 - 1 |
| " | 田 村 武 | 東伯郡北条町江北1700 |
| " | 前 田 英 正 | 東伯郡北条町国坂1488 - 1 |
| " | 吉 岡 儀 重 | 東伯郡北条町国坂190 |
| " | 岸 田 一 成 | 東伯郡北条町土下175 |
| " | 宇田川 義 徳 | 東伯郡北条町島641 - 3 |
| " | 前 田 洋一郎 | 東伯郡北条町島639 |
| " | 吉 田 元 | 東伯郡北条町田井153 |
| " | 浜 田 要太郎 | 東伯郡北条町松神718 |
| " | 松 本 隆 | 東伯郡北条町曲1092 |
| " | 永 田 巖 | 東伯郡大栄町大字東園414 |
| " | 穂 近 英 明 | 東伯郡大栄町大字瀬戸449 |
| " | 岡 崎 勸 | 東伯郡大栄町大字六尾174 |
| 監 事 | 西 谷 正 一 | 倉吉市古川沢270 - 1 |
| " | 西 村 一 幸 | 東伯郡北条町江北831 |
| " | 吉 田 三 男 | 東伯郡北条町下神641 |
| " | 松 井 繁 雄 | 東伯郡大栄町大字西園1039 |

平成12年10月23日退任

就任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|--------------|
| 理 事 | 山 口 一 良 | 倉吉市巖城1196 |
| " | 岸 田 佳 人 | 倉吉市古川沢246 |
| " | 本 川 一 孝 | 倉吉市下古川 5 - 1 |
| " | 石 村 静 臣 | 倉吉市新田242 |

- ” 福 田 勝 頼 倉吉市穴窪251
” 池 田 捷 昭 東伯郡北条町江北810 - 1
” 田 村 武 東伯郡北条町江北1700
” 前 田 英 正 東伯郡北条町国坂1488 - 1
” 井 上 卓 也 東伯郡北条町国坂256
” 岸 田 一 成 東伯郡北条町土下175
” 宇田川 義 徳 東伯郡北条町島641 - 3
” 田 熊 巖 東伯郡北条町米里319
” 田 中 泰 昌 東伯郡北条町弓原383
” 浜 田 要太郎 東伯郡北条町松神718
” 高 田 弘 幸 東伯郡北条町北尾154
” 松 井 繁 雄 東伯郡大栄町大字西園1039
” 山 辺 美 徳 東伯郡大栄町大字瀬戸569
” 南 場 喜一郎 東伯郡大栄町大字六尾336
監 事 西 谷 正 一 倉吉市古川沢270 - 1
” 中 村 靱 彦 東伯郡北条町江北597
” 吉 田 三 男 東伯郡北条町下神641
” 永 田 巖 東伯郡大栄町大字東園414

平成12年10月24日就任 任期 4 年

鳥取県告示第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備事業東郷地区農業用排水）について平成12年11月14日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備事業東郷地区農道整備）について平成12年11月14日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備事業東郷地区暗きょ排水）について平成12年11月14日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（棚田地域等緊急保全対策事業上野地区農業用排水）について平成12年11月14日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第646号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
八東町
- 2 事業の種類
農業集落排水事業日田地区処理施設建設工事
- 3 起業地
(1) 収用の部分 八頭郡八東町大字日田字中島新田地内
(2) 使用の部分 八頭郡八東町大字日田字中島新田地内
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
八頭郡八東町北山63 - 1
八東町役場

